

アイヌ農林漁業対策事業（継続）

1 趣 旨

- (1) 北海道におけるアイヌ系住民の居住地区の対策については、明治維新後の急激な社会情勢の変化を背景に北海道旧土人保護法（明治32年法律第27号）が制定され、農耕及び教育の奨励策を中心に保護対策が行われてきたところであるが、当該地区の社会的、経済的諸問題が根本的に解決されず今日に至ったものである。
- (2) 当該地区については、他の地区に比べ農林漁業に依存する割合が高いものの、経営規模が零細で生産性が低く、他産業への就業機会にも恵まれていないことから、農林漁家の所得及び生活水準は低位な状況にある。
- (3) このため、今後とも農林漁業が営まれると見通される当該地区を対象として、農林業生産基盤及び農林漁業近代化施設の整備を行い、アイヌ系農林漁家の所得及び生活水準の向上を図る。

2 事業内容

アイヌ系住民の居住地区のうちアイヌ系農林漁家の戸数が原則として10戸以上ある地区において実施

- (1) 農林業生産基盤整備事業（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- (2) 農林漁業近代化施設整備事業
 - ① 農業経営近代化施設（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）
 - ② 林業経営近代化施設（林業用機械、作業施設、林産物処理加工施設等）
 - ③ 漁業経営近代化施設（蓄養殖施設、水産物処理加工施設、荷さばき施設等）
- (3) 特認事業
 - (1) 及び(2) に掲げる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみてその緊要度が高く、かつ事業効果が著しく、自力をもって行うことが困難な事業で、本事業により実施することが適当と認められるもの

3 事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等

4 事業実施期間 昭和51年度から平成20年度まで

5 補助率 2／3以内

6 平成18年度概算決定額 424,643(498,408)千円

【経営局 構造改善課】